

令和 7 年度 監査報告書

財政援助団体監査

【一般社団法人こくぶんじ観光まちづくり協会】

令和 8 年 3 月

国分寺市監査委員

令和7年度財政援助団体監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査

第2 監査の対象

補助金交付団体	所管部課
一般社団法人 こくぶんじ観光まちづくり協会	政策部 市政戦略室

第3 監査の範囲

令和6年度に交付された補助金に係る出納その他の事務

第4 監査の実施期間

令和7年11月14日から令和8年3月25日まで

現地調査 令和8年1月19日

第5 監査の着眼点

所管部課関係

- 1 補助金等の決定は関係法令等に適合しているか。
- 2 補助金等の目的は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- 3 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- 4 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書によりなされているか。
- 5 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

団体関係

- 1 関係規程は整備されているか。
- 2 事業計画書、予算書及び決算諸表と主管部課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符号するか。
- 3 補助金等交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- 4 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- 5 監事による監査は適正に行われているか。金融機関の残高証明、又は預金通帳と収支残高が一致するか。
- 6 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。補助金等が補助金等対象事業以外に流用されていないか。
- 7 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

- 8 小口現金については適正に管理されているか。
- 9 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

第6 監査の方法

監査の対象に示した団体及び当該団体を所管する部課の補助金等に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面監査、現地調査、所管部課職員及び関係者からの説明聴取並びに講評時の弁明、意見聴取により実施した。

第7 監査の対象団体の概要及び監査結果

1 団体の概要

(1) 名称 一般社団法人こくぶんじ観光まちづくり協会

(2) 創立 昭和54年3月30日（前身：国分寺市観光協会）
法人化 令和6年2月14日

(3) 目的

本協会は、魅力あるまち国分寺市を創造するため、史跡武蔵国分寺跡などの地域資源を発掘、育成、活用して、市民相互の絆と国分寺愛を醸成し、社会・文化、環境、経済のバランスに配慮した持続可能な観光まちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(4) 事業の概要

- ア 市民が地域を学び、理解し、誇り、愛着、絆を育む機会を提供すること。
- イ 国分寺市の地域資源（歴史、文化、自然、経済、地域人材、団体活動等）の魅力を発掘し、市内外に発信すること。
- ウ まちとひと、ひととひとのつながりを育む市民の創造的なまちづくり活動を支援すること。
- エ 国分寺市に関心を抱き関わる人々（関係人口）の増加に寄与すること。
- オ 観光まちづくりに係る調査研究、計画策定、観光施設の整備・運営に関すること。
- カ その他、本協会の目的を達成するために必要な事業

(5) 組織

協会運営に係る議決機関である総会、業務執行決定機関である理事会及び理事の職務執行の監査を行う監事が設置されている。また、協会の事務を処理するため事務局が設置されている。

(6) 所在地 国分寺市西元町1丁目13番10号 武蔵国分寺跡資料館2階

2 補助金の状況

市は、一般社団法人こくぶんじ観光まちづくり協会補助金交付要綱（令和5年要綱第8号）に基づき、令和6年度は7,957,000円を交付決定し、実績報告により1,727,674円の返還を受けている。

3 監査の結果

監査の着眼点に留意し、国分寺市監査基準に準拠し調査を行ったところ、一部改善及び検討を要する事項が見受けられたので、以下に記述する。

1. 事業補助金等交付申請書・事業実績報告書について

令和6年度こくぶんじ観光まちづくり協会事業補助金等交付申請書について、別紙の収支予算書の市費充当額が一部誤って記載されていた。また、令和6年度こくぶんじ観光まちづくり協会事業実績報告書について、別紙の収支決算報告で予算と決算との予算科目の不一致や、科目を誤った支出があった。このことにより、既に確定した令和6年度の収入支出決算額に影響を与え、令和6年度市補助金額が変更される可能性があるため、団体及び所管課の双方で協議の上、精査するよう対応されたい。

また団体においては、協会内の責任体制及び内部牽制を明確にするためにも、事務分掌・事務手続の整理を行われたい。

2. 各種規則について

一般社団法人こくぶんじ観光まちづくり協会処務規則及び一般社団法人こくぶんじ観光まちづくり協会会計規則の規定と実務とで、不整合の状態が見られた。更に、現金の取扱いがあるにも関わらず会計規則に規定がなかった。

団体においては、各規則と実務が整合し、適切な運用ができるよう見直しを行われたい。また所管課においては、団体への適切な指導監督を行われたい。